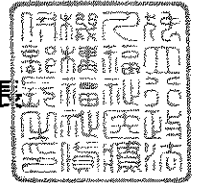


福業第 0222001 号
平成 25 年 2 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 様
中核市

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



福祉貸付事業における介護基盤の緊急整備に係る
貸付けの特例（金利優遇）の取扱いについて

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉貸付事業においては、平成 21 年度補正予算時から平成 24 年度まで、標記に係る貸付けの特例として、通常の貸付けに比し金利の優遇措置を講じておりましたが、一部事業（※）を除き、融資方針等によりご案内のとおり、平成 25 年 3 月 31 日をもちまして適用を終了しますのでご了知願います。

なお、当該優遇措置につきましては、平成 24 年度事業として平成 25 年 3 月 31 日までに補助金等の交付決定の通知がなされたものを対象としますので、いまだ交付決定がなされていない事業につきましては、早急にお手続きをお取りいただくとともに、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。

※次の事業については、平成 25 年度も引き続き、「介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例」として金利優遇の適用を受ける予定です（平成 24 年度補正予算対応）。

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例交付金からの補助を受けて整備する「スプリンクラー整備事業」
- ・介護基盤緊急整備等臨時特例交付金又は都道府県等補助金からの補助を受けて整備する「耐震化整備事業」

【照会先】独立行政法人福祉医療機構

[適用期間の終了について]

○ 福祉貸付部 福祉業務課 TEL03-3438-9298